

**【新設】（生産等設備の範囲）**

42の12の4-2 措置法第42条の12の4第1項に規定する生産等設備（以下「生産等設備」という。）とは、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「生産等活動」という。）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。

(注) 一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備となることに留意する。

**【解説】**

- 1 本制度は、中小企業者等が指定期間内に特定経営力向上設備等の取得等をし、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合に、供用年度において、特別償却又は法人税額の特別控除が選択適用できる制度である。その適用対象資産は、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアであって、中小企業等経営強化法第13条第4項に規定する経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（特定経営力向上設備等）とされている（措法42の12の4①）。
- 2 措置法における各特例制度の中には、生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が一定額以上の場合に特別償却等の適用が認められるものがあるが（生産性向上設備投資促進税制（平成28年度改正前の旧措法42の12の5））、本制度は、その対象となる事業が製造業をはじめとする幅広い業種（指定事業）とされ、広く生産性の向上に資する国内投資促進のための措置とされており、その点において同税制と共通する。そこで、同税制に係る旧措置法通達42の12の5-1《生産等設備の範囲》と同様に、その法人の営む事業に応じ、例えば、製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車製造業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動（生産等活動）の用に直接供される減価償却資産で構成されているものが生産等設備に該当することを、本通達において明らかにしている。
- 3 したがって、例えば、本店の機能のみを有する建物や寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等の資産は、経営統括、従業員の利便、従業員の確保といった目的のために通常用いられる資産であって、生産、販売、役務提供といった直接的な付加価値の生成や収益の稼得に関係するものというよりは、むしろ間接的に寄与する資産に該当するため、このような減価償却資産は、一般的に生産等設備に含まれないこととなる。本通達の後段では、このことを例示により明らかにしている。
- 4 また、一棟の建物が本店用と店舗用に共用される場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されるもの（共用資産）については、その減価償却資産は一の生産等設備を構成しており、その全てが生産等設備に該当することになる。なお、このような共用資産の他の例としては、工場施設内に社員食堂が常設されている場合における当該工場

施設などが挙げられる。本通達の注書きでは、このことを明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 5－2）を定めている。